

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項前段の規定により知事から財政援助団体等監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項後段の規定により措置の内容を次のとおり公表する。

令和 4 年 3 月 25 日

岐阜県監査委員	水 野 吉 近
岐阜県監査委員	長 屋 光 征
岐阜県監査委員	鈴 土 靖
岐阜県監査委員	長 縄 直 子
岐阜県監査委員	南 圭 一

1 令和3年度財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置の状況

(単位：件)

区 分		監査結果	措置済	今回措置を 講じたもの*	未措置	
		A	B	C	A-B-C	
団 体	指摘事項	出資・出捐 ^{えん} 団体	2	0	0	2
		補助金等交付団体	1	0	0	1
		指 定 管 理 者	1	0	1	0
	計		4	0	1	3
	指導事項	出資・出捐団体	2	0	0	2
		補助金等交付団体	1	0	0	1
		指 定 管 理 者	0	—	—	—
	計		3	0	0	3
	検討事項	出資・出捐団体	0	—	—	—
		補助金等交付団体	0	—	—	—
		指 定 管 理 者	0	—	—	—
	計		0	—	—	—
所 管 機 関	指摘事項	出資・出捐団体	0	—	—	—
		補助金等交付団体	1	0	0	1
		指 定 管 理 者	0	—	—	—
	計		1	0	0	1
	指導事項	出資・出捐団体	0	—	—	—
		補助金等交付団体	0	—	—	—
		指 定 管 理 者	0	—	—	—
	計		0	—	—	—
	検討事項	出資・出捐団体	0	—	—	—
		補助金等交付団体	0	—	—	—
		指 定 管 理 者	0	—	—	—
	計		0	—	—	—
合 計		8	0	1	7	

※「今回措置を講じたもの」については、令和4年3月15日に知事から通知があったもの

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。

- ・指摘事項：是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
- ・指導事項：是正又は改善を求める事項
- ・検討事項：所掌する事務の執行の適正化のため検討を求める事項

2 財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置

(1) 団体監査結果（指摘事項）に基づき講じた措置

指定管理者

団体名 (施設名称)	所管機関名	監査結果	講じた措置
株式会社 技研サービス (各務原公園)	都市公園課	<p>各務原公園の指定管理業務等を実施するために備えている小口現金の経理事務において、予備監査日時点の小口現金の出納帳簿残高とその有高を確認したところ、両者の不一致が認められた。</p> <p>各務原公園管理運營業務仕様書において、指定管理業務に係る収支と自主事業に係る収支を区分経理することとされているところ、これに係る以下の不適正な事項のあったことが、上記不一致の原因と認められる。</p> <p>1 小口現金を一時的に使用し、自主事業に係る現金と併せ、自主事業の支出をしたにもかかわらず、小口現金の出納帳簿には、自主事業に小口現金を使用した旨の記録がされていなかった。</p> <p>2 小口現金が不足した際に、自主事業に係る現金を小口現金として使用しているが、これについて、小口現金の出納帳簿に記録がされていなかった。</p> <p>各務原公園では、現金の取扱いとして、小口現金の取扱いのほか自主事業に係る現金の取扱いがある。予備監査日当日に、上記のとおり小口現金における出納帳簿残高と有高の不一致が認められたことから、これに関連して自主事業の出納帳簿についても併せて確認したが、小口現金の出納帳簿及び自主事業の出納帳簿を合算しても、各務原公園の現金有高に一致しなかった。</p> <p>以上のとおり、各務原公園における各種出納帳簿からは、あるべき現金有高が判別できない状況となっており、このような状況が常態化していると、不適正な執行や盗難、紛失などがあった場合、早期に把握し、対応することが困難</p>	<p>指摘事項について当該法人に対応を求めたところ、以下のとおり報告を受け、確認した。</p> <p>指摘項目1の小口現金と自主事業に係る現金の出納帳簿への記録については、小口現金と自主事業に係る現金の出納帳簿をそれぞれ別に作成し、管理するとともに、これに係る収入及び支出を漏れなく記録することとした。また、所長一人での管理とならないよう、別の事務職員及び定期巡回する本社の担当も現金の確認を行うようダブルチェックの体制を構築した。具体的には所長と事務職員の2名で管理、確認を相互に行うとともに、週1回程度、本社エリアマネージャーが公園事務所にて出納簿、領収書、現金の突合を行うこととした。</p> <p>指摘項目2の小口現金の不足した場合の取扱いについては、自主事業に係る現金を小口現金として使用することを禁止し、小口現金が不足とならないよう、緊急を要する現金での支払しかできない案件にとどめ、不足の要因となりそうな高額な支払が発生した場合には、請求書払または本社にて出金手続を経て行うこととした。</p> <p>今後は、現金管理の方法、チェック体制が形骸化しないよう所管機関として確認を行っていく。</p>

となる。また、指定管理業務に係る収支及び自主事業に係る収支は、それぞれ正確に把握する必要があるが、両会計間の収支が記録されていない場合、正確性に疑義が生じる可能性もある。

以上により、今後は区分経理や日計等による日々の残高の確認など、適正な会計処理を実施されたい。